

## 第6回さいたま市障害者政策委員会会議録

日時：平成31年3月19日（火）14：00～16：45

会場：ときわ会館 5階 大ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 合理的配慮提供促進事業について
  - (2) 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
- 3 その他
  - (1) 障害者就労の新たな取組について
  - (2) 見えにくさを感じている方の就労案内について
  - (3) 平成31年度予算の概要について
- 4 閉 会

### 配布資料

- ① 第6回さいたま市障害者政策委員会次第
- ② 第6回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③ 資料1 合理的配慮提供促進事業について
- ④ 資料2 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
- ⑤ 資料3 さいたま市ソーシャルファーム
- ⑥ 資料4 見えにくさを感じている方の就労案内
- ⑦ 資料5 平成31年度予算案の概要 ～障害福祉関係予算抜粋版～

### 出席者

委 員・・・平野委員長、荒井委員、岡田委員、梶本委員、加藤委員、河崎委員、小島委員、斎藤委員、島村委員、高濱委員、滝澤委員、遅塚委員、長岡委員、中野委員、茂木委員、山崎委員、横島委員

事務局・・・福祉部長、福祉部参事兼障害政策課長、障害支援課長、障害者総合支援センター所長、障害者更生相談センター所長、障害政策課課長補佐兼ノーマライゼーション推進係長、障害政策課課長補佐兼施設整備係長、障害支援課課長補佐兼審査指定係長、障害支援課自立支援給付係長、障害者更生相談センター、健康増進課、こころの健康センター、疾病予防対策課、ひまわり学園育成課長、特別支援教育室、障害政策課

## 欠席者

委員・・・今川委員、比嘉委員、星委員

## 傍聴者の数

11名

## 開 会

(平野委員長)

それでは、定刻となりましたので、第6回さいたま市障害者政策委員会を開催させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、障害者政策委員会にご出席いただきありがとうございます。まず、今回の委員の出席状況ですが、出席委員17名、欠席委員3名ですので、さいたま市障害者政策委員会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、本日の会議でございますが、さいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても公表したいと考えております。

次に、会議の傍聴についてでございますが、先ほど申し上げましたように本日の会議は公開となっております。先ほど確認したところ、傍聴を希望する方11名がこの会場にお越しでございますので、傍聴を許可するとのご了解をお願いいたします。

～ 委員了承 ～

はい、ありがとうございました。それでは、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

はい、それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

- ① 第6回さいたま市障害者政策委員会次第
- ② 第6回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③ 資料1 合理的配慮提供促進事業について
- ④ 資料2 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
- ⑤ 資料3 さいたま市ソーシャルファーム
- ⑥ 資料4 見えにくさを感じている方の就労案内
- ⑦ 資料5 平成31年度予算案の概要 ～障害福祉関係予算抜粋版～

以上、7点でございます。

皆様、不足等はございませんでしょうか。

～ 不足等確認 ～

なお、会議開催にあたりまして、委員の皆様及び関係各課の職員にお願いがございます。聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳者の方が通訳しやすいように、ご発言いただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

また本日マスクをしていらっしゃる方がいらっしゃいますが、本来ならば聴覚に障害がある方への配慮として、マスクを外してご発言等いただくところでございますが、風邪やインフルエンザ予防のためにマスクを着用されているということで、大変申し訳ございませんが、マスクを着用したままのご発言等をお許しいただきますよう、よろしく願いいたします。

また、既にご承知のことと存じますが、本年3月31日で委員の皆様の任期が満了となり、本委員会が二年間の最後の委員会となります。

つきましては、福祉部長の町田より一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

(福祉部長)

皆様こんにちは。

福祉部長の町田でございます。

本日は、年度末の大変お忙しい時期にもかかわらず、本委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、委員の皆様任期につきましては、この3月末をもって、一旦、満了となります。

長きにわたり、本市の障害福祉施策の推進に、多大なるご尽力をいただきましたことに、心より御礼申し上げます。

この2年間で振り返りますと、昨年度は、障害者総合支援計画の策定に向けて、大変お忙しい中、熱心なご審議をいただきまして、現行の計画を、無事、策定することができました。

また、今年度は、新たに計画に掲げた「障害福祉分野に関わる人材確保」をはじめ、本市の障害福祉施策の推進について、大変貴重なご意見を頂戴することができました。皆様の多大なるお力添えに、改めて、感謝申し上げます。

本市といたしましては、皆様からいただきました貴重なご意見を踏まえまして、ノーマライゼーション条例の理念の実現に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本日、この後も、本市の障害福祉施策につきまして、皆様から忌憚のないご意見をお伺いできればと存じます。

今後におかれましても、皆様それぞれのお立場から、本市の障害福祉施策の更なる発展に、お力添えを賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

2年間、誠にありがとうございました。

(事務局)

はい、ありがとうございました。

なお、誠に恐縮ではございますが、福祉部長の町田は、他の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

～ 部長退席 ～

(事務局)

事務局からは以上でございます。

(平野委員長)

はい、ありがとうございました。

それでは議題に入らせていただきます。

お手元の資料の次第をご覧ください。

初めに議題（１）合理的配慮提供促進事業について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、障害政策課の鈴木と申します。大変恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

それでは、議題の１点目、「合理的配慮提供促進事業について」、ご説明させていただきます。

お手元の、資料１「合理的配慮提供促進事業について」をご覧ください。

まず、本事業を検討した経緯でございますが、これまでの障害者政策委員会におきまして、「障害者が直面しているコミュニケーションに係る課題」についてご審議いただき、大変多くの、貴重なご意見をいただいたところでございます。

その中でいただきました、「コミュニケーション支援につながる具体的な施策を検討していくべき」というご意見を踏まえまして、平成３１年度からの新規事業として、この「合理的配慮提供促進事業」を実施してまいりたいと考え、本日、ご審議をお願いするものでございます。

それでは、お配りしております資料について、ご説明させていただきます。

最初に、「１ 概要」についてでございますが、障害のある方が、地域の中で生活していく上で、十分なコミュニケーション支援や環境の整備が整っていなかったことにより、必要な情報やサービスの提供を受けることができなかつた、ということがあるかと思いま

す。

このことにつきましては、資料の3ページになりますが、先日開催をいたしました「第3回市民会議」におきましても、「聴覚障害者に配慮して、メニューを指差しで注文をとってくれたり、タブレット等を用いて筆談による対応をしてくれた。」といったご意見をいただいた一方で、「簡易スロープや拡大鏡は障害者だけでなく、高齢者をはじめ、様々な人への配慮になるため必要。」といったご意見や、「医療機関において、大きい病院になればなるほど、受付で番号札を利用している。視覚障害者には、振動式のブザー等を用意したり、聴覚障害者には、電子掲示板等を導入するなど、障害特性に応じた対応をしてほしい。」といったご意見など、十分なコミュニケーション支援等を受けることができなかった、というご意見も、大変多くいただいたところでございます。

そこで、本市では、ノーマライゼーション条例に基づき、不特定多数の方が利用する店舗の事業者等が、障害のある方に対し、合理的配慮を行いやすくするため、事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に対し、補助金を交付する事業を、実施してまいりたいと考えております。

次に、資料の1ページ目に戻りまして、「2 対象者」についてでございますが、市内に事務所又は事業所を有し、飲食、物販、医療等の不特定多数の者が利用し、障害のある方の利用が見込まれる事業を行う事業者に対し、補助金を交付してまいりたいと考えております。

続きまして、「3 対象経費等」についてでございます。本事業の交付対象となる経費には、2つの区分がございます。

1つ目が、「コミュニケーションツール作成費」といたしまして、点字メニュー又はコミュニケーションボードの作成経費、チラシ等の音訳経費等の、障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための、コミュニケーションツールの作成に係る経費でございます。補助金の限度額は、2万5千円、補助率は、2分の1というふうに考えております。

2つ目が、「物品購入費」といたしまして、筆談ボード、折り畳み式スロープ等の障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための物品の購入に係る経費でございます。こちらは、補助金の限度額は5万円、補助率は、2分の1というふうに考えております。

資料の裏面、2ページ目の参考例をご覧ください。

本補助金の対象となります、コミュニケーションツールや、合理的配慮にかかる物品の一例を、参考として掲載しております。こちらは、あくまで例でございまして、これらに限定するものではございません。

続きまして、「4 制度利用の流れ」についてでございますが、本事業につきましては、皆様からのご意見も踏まえまして、今後、制度の詳細について検討し、今年の夏前には、申請の受付を開始したいと考えております。

なお、本事業を、事業者等に周知する際には、障害者理解や、合理的配慮等に関する周

知啓発につきましても、併せて行ってまいりたいと考えております。

このことにつきましては、資料の4ページになりますが、「第3回市民会議」におきましても、「店舗等における好事例集を作成し、市報等で周知することで、障害について理解してもらえるのではないかと。障害についての理解が進まないと、合理的配慮とは何かわからないと思う。」といったご意見や、「障害について知らないことが一番のバリアである。やはり、教育が大事だと思う。」といったご意見、「環境の整備よりは、人だと思う。アルバイトの方も含め、店舗等のすべての従業員に対する教育が大事である。」といったご意見をいただいております。

こうしたご意見を踏まえまして、本市といたしましては、障害者理解に関する周知啓発や、合理的配慮提供促進事業など、様々な取組を、一体的に推進していくことにより、コミュニケーションや意思疎通に障害のある方が、地域の中で生活していく上で、必要な情報や、周囲の方からの適切な支援等を得られるよう、努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(平野委員長)

はい、ありがとうございました。

この政策委員会において、障害者の方のコミュニケーションに関する問題を2回議論いたしまして、その中で聴覚障害の方をはじめとして様々な障害を含めて、コミュニケーションの保障をもっと図るべきだということと、それができるようにサポートしてほしいとの声がありまして、具体的な政策として反映したということです。お手元の資料1にありますように、1つはコミュニケーションを図るためのツールを作成した場合の支援、それから段差の解消ですとか、合理的配慮ができるような機器を事業者が購入した場合の支援をやっていくということです。

ちょっとわかりにくいのですが、コミュニケーションツール作成費の場合は、補助率2分の1で上限が2万5千円ということは、4万円のものを購入すると半分の2万円を補助するということですね。5万円のものを買えば、ちょうど2万5千円なのですが、そこが上限になるということで、例えば、6万円のものを買っても半分の3万円ではなく2万5千円になるということですね。

それから物品購入費につきましては、6万円のものを買えば3万円を補助するのですが、12万円の物を買えば6万円ではなく、上限額の5万円になってしまうということですね。

皆様方でご議論いただいた中、それから市民会議の中でもこういった工夫をやってほしいということがありましたので、それを含めて制度化したということで、来年度から実施したいという提案が市の方から出されるということでございます。まず、ご質問はございますでしょうか。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。質問が2点あります。

1点目は、助成対象は物に限るのでしょうか、といいますのは、今、視覚障害者の方がリハビリテーションの訓練などで、既にタブレット端末等の訓練を受ける場合が多くありますので、点字メニューとWebをセットにした方が効率が高いのですね。それで助成の対象が物に限るのか、それとも、もう少し広くそのような分野まで含まれているのかをお伺いしたかったのです。

もう1点ですが、こちらを拝見しておりますと兵庫県明石市の事業と大変そっくりでございまして、このままだと二番煎じを免れないかなと考えられます。せっかくなので、さいたま市独自のものをプラスして差別化をした方が良いかなと考えます。兵庫県明石市に調査をされたり、現状を分析されたりされていると思うのですが、明石市がこの事業を導入して、どんなメリットがあったか、また今、課題となっていることはどんなことなのか、もしご存知でしたらお教えてください。それを参考に提案内容を考えたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

はい、事務局でございます。

まず1点目のご質問、Webをセットにしてはどうかということなのですが、それがコミュニケーションツールに入るかどうかということだと思います。

我々としては出来るだけ幅広くコミュニケーションツールを考えていきたいと思っております。他市の事例なども今後研究しまして、できるだけ幅広く皆様が使いやすいような制度にしていきたいと思っておりますので、今後、検討させていただきたいと思っております。よろしく願い致します。

また、明石市の事業のことではございますが、前回、横島委員からもご報告いただきました「手話言語条例のシンポジウム」、その中で、明石市長さんのご講演をお伺いいたしまして、明石市でやっている合理的配慮の提供支援にかかる助成制度についてのお話も直接お伺いしたところでございます。事業のメリットではございますが、明石市につきましては先進市ということで昨年度も100件以上の申請があったと伺っているところでございます。

この制度により、障害者が利用しやすいまちになるとともに、障害者理解が進んできているという効果が出ているというように考えているところでございます。

また、一方で課題ではございますが、単にツールを作成したり、物品を購入したり、ということだけではなくて、併せて障害に対する理解を深めていくことが課題であると考えております。本事業を実施する場合には、障害者に対する理解に関する取り組みと一体として、さいたま市では進めていきたいと考えております。以上でございます。

(平野委員長)

荒井委員、よろしいでしょうか？

(荒井委員)

はい、ありがとうございます。

(平野委員長)

他はいかがでしょうか？

はい、どうぞ。

(梶本委員)

さくら特別支援学校の PTA 代表の梶本でございます。よろしくお願い致します。

この対象経費等の中に、物品購入費とあって援助があるという事で書いてあったのですが、資料の 4 ページに、障害について知らないことが一番のバリアであるということがあったとおり、何を必要としているのかがわからないと、事業者の方、店舗様は、何を購入していいのかわからないと思うのですね。具体例を挙げさせていただくと、私たちの子どもたちは、普通食が食べられないことが多いです。お店に行く時に、普通食を食べられない子はどうするかというと、お店に聞いて持ち込みをするか、もしくは食べられそうなメニューをお願いして砕いて食べさせるということが多いのですけれども、そうした際に必要なものがブレンダーやミキサーなのです。それを持ち歩くというのは大変困難なもので、そういったものも対象になるのか。

また、トイレですけれども、だいたいレストランや施設にはトイレがございますが、多機能トイレといっても、ほとんどがお隣に簡易ベッドがついていない多機能トイレが多いです。多機能トイレがあると思って行くと、ベビー用のベッドに 20 キロ、30 キロの子どもを乗せられない、おむつも替えられない。そういった状況が現実なので、具体的に市としても物品購入費や、コミュニケーションツールの作成費について、先ほど荒井委員がおっしゃったように、もっと細かく「こういったものを対象にしますよ。」という一覧表とございますか、「障害者の支援には何が必要であって、それを購入した事業者さんに対しては、こういった補助金が出ますよ。」といったものを具体的に示していただけると、より有難いかなと思います。以上です。

(事務局)

事務局でございます。ありがとうございます。ミキサー等につきましては、今ご意見をお伺いしましたので、検討させていただきたいと思います。また、事業者等に周知する場合には、只今のご意見を踏まえまして、他市の事例などもこれから収集しまして、そちら



を示しながら、周知をして参りたいと考えているところでございます。以上でございます。

(平野委員長)

はい、他にはございますでしょうか？

(高濱委員)

花まるグループの高濱です。ミキサーなんかは、うちの子も必要です。また、事業者としては、お客さんが増えるというメリットもあると思います。しかし、「人」が一番大事であると思っているので、例えば、東日本大震災の際に、なぜ釜石市の小中学生が助かったのか、何が違ったかという、やはり（防災についての）教育の差なのですね。

ですから、障害政策において、「さいたま方式の教育が一番すごいよね。」と言われるような周知をやっていくと良いのではないかなと思います。

明石市が行っていることもすごく大事だし、すごくいいなと思うのですけれども、「人」の教育について、もっと具体的な施策があればと思います。特に子供の段階で、（障害について）学んだりすることが一番大きいと思っているので、「ミキサーひとつで、食べることができる子が増えるのですよ。」というのは知らない人が多いと思うので、そういった教育に活かしてほしいと思います。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。ご提案でも構いませんか。

今、お話を伺っていて3点ほど提案をしたいと思います。

まず1点目は、今年度行われた飲食店の好事例調査、これがすごく良い取り組みだったと思います。この好事例調査と連動させて、この合理的配慮促進事業で挙げてきた好事例を引き続き収集して発信していくという事を続けてはいかがでしょうか。というのが1点目です。

2点目なのですが、「助成を受けた事業者に報告を求める案」、この報告というのは、「助成金をもらったので報告してくださいね。」というものではなくて、次の事業者につながるような報告を、と受け止めていただければと思います。具体的には、その物品を購入したことで、どういう良いことがあったか、それから具体的な好事例、課題は何かといった、そういう簡単な報告で構わないと思います。

3点目はまだ私の頭の中でもきちんと固まってはいるのですが、先程も申し上げたツールではなくて、Webでの情報提供といった「こと」に対する助成です。この2年間、委員を務めさせていただいておりますが、さいたま市の事務局がお持ちになっている、視覚障害者への電子媒体やWebでの情報提供のノウハウというものは、かなり高いと思うのですね。そういう、ノウハウを何らかの形で市内の様々な事業者の方に、お伝えする方法はないものかなと思っています。この点に関しては、私の頭の中で具体的なものがまだ固ま

っていない状態での発言なのですが、趣旨を汲み取っていただけたら大変有難く思います。以上です。

(平野委員長)

今、いくつか提案がありましたけれども、検討をすることも含めて事務局からお願いします。

(事務局)

はい、事務局でございます。

まず事例収集の件でございます。好事例集として、今年度の調査結果を取りまとめたいと考えておりますので、そちらの方を効果的に活用して参りたいと考えております。

また、好事例ですとか、課題を事業者さんのほうに報告していただくということでございますが、こちらも収集することによって、次につながってくるのだと思いますので、こちらの方は、こういった形になるかは検討させていただきますけれども、事業者さんから報告をいただいて、それを来年度以降に活用していくといったサイクルを作っていきたいと考えております。

最後、Web の活用でございますが、この委員会でも、様々なご意見をいただいているかと思えます。Web の活用につきましても、今後、可能な限り我々も進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

(高濱委員)

そのことで先程から繰り返し言っていることでもあるのですが 技術は、テクノロジーがわかる委員の方が、一人いると全然違うと思うのですね。アイデアに富んでいるというか。

例えば、今の議題の件でいうと、食べログ等に話を持ちかけて、「障害がある人も受け入れられる、お店やレストランに印をつけてくれ。」と交渉してみるとかですね。市がそんなに頑張らなくても、解決できるような技術がいっぱいあると思いますので、私は素人なのですが、ICT とかテクノロジーがわかる委員がいると良いなと思いますね。

(平野委員長)

遅れて来て申し訳ないのですが、横島委員、この制度について何かご意見はありますでしょうか。

(横島委員)

さいたま市聴覚障害者協会の横島です。この資料1については、良い制度だなとは思いますが、ただ、やはりタブレットは、どこでも必須かなとは思いますが。若い障害者もいます

ので、是非タブレットも対象にお願いしたいと思います。タブレットについては、聴覚障害者だけではなくて、聞こえる人達にも幅広く活用できるものかと思います。以上です。

(平野委員長)

はい、それでは合理的配慮提供促進事業については、以上とさせていただきます。

それでは、資料2に入る前にひとつだけ。前回の政策委員会において、「さいたま市手話言語条例（仮称）に関するシンポジウム」について、横島委員よりご報告いただいた件について、委員の皆様にご意見があればということでお伺いしたのですが、荒井委員の方からご意見がありまして、簡単にご報告していただきたいのですが、荒井委員よろしいでしょうか？

(荒井委員)

公募委員の荒井です。私が出した意見をお話します。まず結論です。「手話言語条例は条例ではなくて、国の法律として国に対して提案してはいかがでしょうか。」という意見です。その理由は、国連の障害者権利条約の第2条の言葉の定義というところで、手話は明確に言語として定義されているのですね。手話も音声言語も、同じように言語であるときちんと定義されています。念のために、英語の原文も確認をさせていただきましたが、間違いなくそのように定義をされています。国連の障害者権利条約は、聴覚障害者の代表の方も参加をしてつくった条約です。ですので、この委員会でおっしゃっていたような過去の聴覚障害者の様々な辛い歴史の事も含めて、この条約がつくられたというように理解してよいのではないのでしょうか。私も生まれた時から、ロービジョンです。聴覚障害の方が経験されてきた、辛い歴史は非常に理解できます。ですが、国際条約もでき、手話は音声言語と同じように言語だというように、きちんと国際的に定義されておりますので、さいたま市では、この地域でみんなで暮らしていくためには、具体的にどのようなしたら良いかというのを一緒に考えるという方向でやっていってはどうでしょうか、ということをお文章にして、事務局にご提出をしました。以上です。

(平野委員長)

ありがとうございます。他に何か付け加えることがありましたら、よろしいでしょうか。横島委員どうぞ。

(横島委員)

さいたま市聴覚障害者協会の横島でございます。荒井委員、ご意見ありがとうございます。そうなんです。国連の中で、手話は言語と認められているのです。ただし、日本の中では今、各地で地域一丸となって一生懸命取り組んでおります。その中で、少し差別的なこともお話していこうかなと思うのですけれども、聴覚障害者が、身振りや手話を言語と

して確立していく歴史というのがありまして、その中にはやはり ジェスチャーや手話、手話文字などいろんなことを使ってきたのですけれども、世界のろう者会議というのが、1880年代にあった際に、手話や身振りを否定されてしまった。そして、音声言語といえますか、口話法というもので、皆さんと口の形を使って会話しようということが、世界的に採択されてしまったという辛い歴史があったのです。そうすることで、口話主義法ということで、みなさん世界中が手話や身振り、そういったもの全て否定され、生きていくのにも大変な時代がかなりあったと。今、このように手話で話すという自由な時代になったというのは、実は浅いのですね。その前というのは、「身振りなんていうのはおかしいだろう、そんなのはダメだよ。」とか 法廷でも否定されて苦しい時代をずっと生きてきたのが我々、聴覚障害者なのです。聴覚障害者だけで手話を使っても、「手真似を使っておかしいな。」と言われてきた、長く辛い時代がございました。その中から、やっと2010年、平成22年に、世界ろう者会議というものがあって、ここで、やっぱり我々は手話でいこう、と改めて確認したわけなのです。口話法はやめようと、手話法でいこうという風に確認をしていったことがございました。

今、さいたま市でノーマライゼーション条例があって、この中で手話も広めていけばということは事務局からも何度も提案いただいていることでございます。ただ、我々としては、市民の皆さんに、手話を言語として知っていただきたいという思いが強いです。今、皆様方は耳が聞こえます。ですから、皆さんがお話をするのに、対等な関係が自然にあるのですが、我々は、言語が違うということで、対等な関係が保障されないという問題がそもそもあるわけなのです。2010年に、手話が良いと世界ろう者会議で決まったのですが、その前までは、教育でもずっと我々は遅れを取ってきました。皆さんの教科書の3年遅れです。ですから学力もつきませんでした。私自身も正直申し上げて、助詞というのを理解が出来ないまま、生きております。口の形を読むといっても、どのような言葉を言っているのか、正直わからないことがあります。こうして生きていく中で、手話が大事だということが一番の願いであるわけなのです。

ですから、ノーマライゼーションが進むというのは確かにそうだと思いますし、変わっているのを実感しているのですが、やはり我々にとって、特に私たちの先輩方にとっては、手話が一番、手話が言語、なのです。その部分を省いて、コミュニケーションを考えるということはできないのです。若い世代が生きていくには、良い社会だと思いますが、残された先輩の皆さんたちにも幸せな人生を送っていただきたいと思って活動をしているという思いをお話させていただきました。以上です。

(平野委員長)

はい、ありがとうございます。今、様々なご意見をいただきましたけれども、今後も引き続き、政策委員会で検討していきたいと思っております。今回は、突然ご意見を求めることとなりまして、荒井委員、横島委員ありがとうございました。

続きまして、議題(2)次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、事務局でございます。それでは、「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について」、ご説明させていただきます。

お手元の、資料2「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について」をご覧ください。

まず、「1 目的」でございますが、このアンケート調査は、保健福祉に関わる障害者の生活状況やサービス等に関する利用状況、及び今後の要望等を把握し、2021年度からスタートする、次期障害者総合支援計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的に実施するものでございます。

続きまして、「2 調査の概要(予定)」でございますが、アンケート調査の実施時期につきましては、2019年10月頃に対象者に調査票を配布いたしまして、調査期間は、1か月程度と考えております。

配布数につきましては、前回と同様、6,500部程度を予定しております。

次に、アンケートの配付方法、及び回収方法でございますが、対象者に郵送で配布するほか、病院や団体等へ配布させていただきまして、アンケートに同封いたします返信用の封筒を使用して、ご返送いただくことを考えております。

続きまして、「3 調査対象者等(参考)」をご覧ください。

こちらの表につきましては、現行の計画を策定するにあたり、平成28年度に行いました、アンケート調査の実績に基づいた配布数等を参考として掲載しております。

調査対象者等の詳細につきましては、本日の皆様からのご意見を踏まえた上で、今後、4月から新たに選任させていただく次期委員の皆様にご意見を伺いながら決定してまいりたいと考えております。

続きまして、「4 今後のスケジュール(予定)」でございますが、来年度、本委員会やワーキンググループ等でご意見をいただきながら、作成作業を進め、第1回の障害者政策委員会においてアンケート案をお示しさせていただき、そこでいただいたご意見を反映させた上で内容を確定し、10月頃に対象者の方に調査票を配布できればと考えております。

集計結果につきましては、12月頃に回答を単純集計した「集計結果速報概要版」を作成し、第2回の障害者政策委員会でご報告させていただき、最終的な「結果報告書」を、第3回の障害者政策委員会でご報告させていただく予定でございます。

最後に、今後のアンケート項目等の具体的な検討方法についてでございますが、来年度の政策委員会におきまして、ワーキンググループを設置させていただき、5月から6月頃にかけて、実施方法やアンケート内容等について、検討をしてまいりたいと考えております。

なお、ワーキンググループの開催日程等につきましては、4月から新たに選任させていただき次期委員の皆様全員に、メールや郵送等でご案内させていただきたいと考えております。

また、アンケートの実施にあたりましては、市民会議におきましても、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。

本市といたしましては、このような大規模なアンケート調査を実施することを大変貴重な機会ととらえ、このアンケート調査の結果を、次期計画の策定に向けた基礎資料とするとともに、今後の施策を推進していく上で、障害者が抱える課題やニーズの把握等に役立ててまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(平野委員長)

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたが、平成23年の法律の改正の際に障害者の計画を作る時は、必ず障害者のニーズを把握して、それに基づいて計画を立てなさいということを法律で義務付けられました。法律に書かれていなくても当然やるべきことだと思いますし、さいたま市では、これまでも行ってきました。これによって、次の計画に向けて、様々なニーズ調査を実施していくということで、事務局より提案されたわけでございます。

皆様、あまり感じていないかもしれませんが、さいたま市が実施している、アンケート調査というのは、全国的にはかなり高い水準にあるということなのです。今、厚生労働省の方で、全国の計画策定の調査を委託で行っているのですが、その中で全国の調査と比べて、さいたま市の調査は、いくつか特徴的な点がございます。

一つ目は、調査項目について、ほとんどの自治体では役所のほうで項目を作って、調べているとのこと。さいたま市のように、項目について委員の皆様方の意見を聞いて、また、市民会議で市民の声を聞いているということをやっている自治体は、日本全体でも片手に収まる程度です。大変貴重な作り方をしていると思います。ですから、調査項目に関しても、よくできているというのが調査研究チームの方の意見でした。

2つ目ですが、全国的に身体障害、知的障害、精神障害などの手帳を持っている方を対象としているところがほとんどです。さいたま市では、自立支援医療制度利用者、難病患者、精神科病院の入院患者、発達障害者などの手帳を持っていない方も対象として調査をしているところが、全国的にも極めて稀なところ。また、アンケート調査の結果を、各区役所で閲覧できるようにしているのも、さいたま市では当たり前になっていますが、日本でこれをやっている自治体は1か所しかないのです。さいたま市だけです。

そして、この調査の結果ですね、これを報告書にまとめて、政策委員会や市民会議で報告しています。政策委員会のような審議会に報告をすることは、他の自治体でもありますが、市民会議などの一般市民の方に対して、調査結果を公表しているところは、全国では

ほとんどありませんでした。計画を作る部署等だけのために調査報告書を作成しているようです。さいたま市にいるとすごいことを行っていると感じないかもしれませんが、全国的には、さいたま市は大変貴重な取組を行っております。それを計画にどう反映させるかなんですけれども、今回のアンケート調査はこういう進め方でやっていきたいということで、事務局から皆様へのご提案でございます。

詳しい内容については、5月からのワーキングチームで議論していくことと思うのですが、今回はこういう進め方でやっていきたいということをご確認いただければと思います。何か進め方でご意見等があれば頂きたいと思います。いかがでしょうか。

(遅塚委員)

社会福祉士会の遅塚と申します。前回の時も話題になったと思うのですが、大枠の話として、各配布部数のバランスについてです。資料にある配布数については、前回の配布数がそのまま記載されているようですけれども、例えば、身体障害者については、現行の計画では、身体障害者手帳をお持ちの方の12%程度が配布対象になっているようです。また、療育手帳をお持ちの方については、同様の計算ですと9.8%とやや下がるようです。そして、精神障害のある方については、必ずしも手帳を持っていない方も多と思うのですが、手帳を持っておられる方だけを計算すると4.5%というように、3つの障害においても相当な差があると思います。

ただ、この分類自体が精神障害者保健福祉手帳の所持者と、自立支援医療制度を利用された方、精神科病院の入院患者と発達障害をお持ちの方となっております。精神障害者保健福祉手帳をお持ちになる可能性のある方が4つの項目に分散して入っております。

その辺りも含めまして、平野委員長のご説明にあったように貴重な調査をされるのだから、中身以前に大枠のところでも平等にあらゆる障害の方のご意見が取り入れられるような数値の設計のところを、より詳しくご検討いただければと思います。以上です。

(平野委員長)

ありがとうございます。このことも含めてワーキングチームで議論いたします。よろしいでしょうか。他はいかがでしょう。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。次のアンケートなのですが、紙媒体の他にWebをお考えになられてはいかがかと思えます。その理由は、視覚障害者の中でタブレットやパソコンを使える方が増えておりまして、そういう方は紙媒体だと自分での記入が難しいのですが、webアクセシビリティに配慮した形式であれば自分で記入が可能だということです。

もう一つは、アンケートの集計をする際にWebのアンケートを導入された方が、効率よくデータ集計や分析の作業ができるのではないかなと思いました。

また、これは他の委員の方のご意見も伺いたいところなのですが、例えば視覚障害者から「紙でアンケートが来てしまったのだけど、ちょっと代筆してくれる。」といった時に、紙に代筆するのと Web で代筆するのと、どちらが便利なのでしょうか。以上です。

(平野委員長)

荒井委員は、やはり Web の方が良いということでしょうか。

(荒井委員)

目の見える方は、もっと Web を使っている方が多いと思うので、きっと Web の方が代筆しやすいのではないかとこの風に推察しております。

(平野委員長)

他はいかがでしょうか。全部 Web というわけにはいかないですよ。紙媒体の方が良い方もいらっしゃると思います。これもワーキングチームで検討していくこととしてよろしいでしょうか。他に何かご提案がある方はいらっしゃいますか。

(岡田委員)

精神障害者家族会連絡会の岡田です。アンケートの回収率が大事ななと思っております。

前回、各団体に「このようなアンケートを実施しますので、なるべく回答にご協力ください。」というような通知文の発送をしたらかどうかという意見があったと思うのですが、それを実施していただけたのでしょうか。できれば、そういうことを実施した上で回収率を上げるというところに力を入れた方が良いのではないかと考えております。以上です。

(平野委員長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。前回、団体にご依頼の文書は発送したかと記憶しております。今後も回収率を高めるということは、我々も大切だと考えておりますので、来年度も検討して参りたいと考えております。以上でございます。

(平野委員長)

今ご指摘がありましたとおり、できるだけ回収率を上げる取組を行っていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査については、以上とさせていただきます。



続きまして、その他（１）といたしまして、障害者就労の新たな取組について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

はい、障害政策課の新藤と申します。失礼ですが、着座にてご説明させていただきます。

それでは、障害者就労の新たな取組についてご説明いたします。

しあわせ倍増プラン２０１７において、就労が難しい障害者の働く機会を拡大するため、特例子会社への就労支援を行うとともに、平成３２年度までに特例子会社またはソーシャルファームを３か所創設できるように支援する計画を掲げられており、障害者総合支援センター、障害支援課、障害政策課、産業展開推進課で取り組んでおります。

ソーシャルファームについては、国内に定義はなく、事業を実施するにあたり、調査を行った結果、「健常者と障害者が共に働く場」、「働くことによる生きがいの場」、「公民連携を図り、最小限の公的資金で就労の場を提供する」ことを目的といたしました。

この度、事業をお願いする株式会社エスプールプラスの事業概要と本市で行うソーシャルファームの目的が一致したため、事業をお願いする運びとなりました。

それでは、事業概要についてご説明いたします。お手元の資料３さいたま市ソーシャルファームをご覧ください。

初めに、さいたま市ソーシャルファームの運営方法についてご説明いたします。資料の左側図をご覧ください。図中段、①エスプールプラスが農園を開設します。この農園は、巨大なビニールハウスとなっており、多少の雪や風にも対応可能となっております。

このビニールハウスを、②農園で障害者雇用を行う企業となるＡ社が借りて、③Ａ社農園チームの障害者３人と農場長１人のチームで作業を行います。農場長については、農園を借りた企業のＯＢや地元の高齢者の方となります。高齢者の方については、地元自治会に協力を仰いでいるところです。

次に、④借りた農園でＡ社農園チームが、水耕栽培装置を活用して野菜を栽培いたします。水耕栽培装置を利用する理由といたしましては、鍬やトラクター等の農機具を使用しないため、障害特性に関わらず安全に栽培、収穫が可能のためです。また、収穫した野菜については、企業の福利厚生として社員に配布しております。理由といたしましては、社員の障害者理解の向上が期待できることです。

また、農園で働いている障害者については、野菜をもらった社員より、お礼のメッセージやもらった野菜を使って調理した写真等が農園に届けられることにより、喜びや仕事のやりがい、また、帰属意識に繋がるためです。

次に、エスプールプラスによるサポート体制です。⑤の図で示しているように、「農業技術指導者」、「雇用継続アドバイザー」、「農園管理者」を配置しており、農業・障害者支援のノウハウがない企業であっても利用できるようにサポートしております。

さいたま市ソーシャルファームの運営方法については以上ですが、運営について農園を

借りた企業については、必ず本社から1、2週間に1回巡回することとなっております。

次に、右側、「さいたま市ソーシャルファーム 施設概要」をご覧ください。

所在地は岩槻区大字鹿室で行います。図の地図にありますとおり、蓮田市との市境の場所となります。写真図面で太く囲ってある所で事業を実施いたします。面積は約4,000坪、ビニールハウスを32棟創設する予定となっております。

送迎については、現在協議中ですがJR宇都宮線東大宮駅と東武アーバンパークライン岩槻駅から送迎バスを用意する予定となっております。

雇用する人数については、障害者90名、農場長30名の合計120名を予定しております。

次に、右側中段、「さいたま市ソーシャルファーム 事業概要」をご覧ください。

まず、就業時間については、原則週5日で、1日6時間労働となります。土日、祝日や、病院に行く日は休みをもらえると聞いており、有給休暇についても付与されております。

次に、給与についてですが、最低賃金以上と聞いております。埼玉県の最低賃金で換算すると約11万円です。また、社会保険、雇用保険、労災保険、送迎場所までの交通費は別途支給となります。

業務内容については、主に種まき、水やり、収穫、出荷準備等です。

続きまして、エスプールプラスが行っている企業向け貸農園での実績をご説明いたします。平成31年1月時点で、千葉県で11か所、愛知県で2か所行っております。愛知県の2か所については、市から誘致を受け、行政連携でおこなっております。農園を利用している企業は222社、障害者の雇用実績は1,200名以上となっており、定着率は92%以上です。

最後に、右側下段、「さいたま市ソーシャルファーム 開設までの流れ」をご説明いたします。

まず、障害者手帳をお持ちのさいたま市民に対して、2月末から3月末までの間、さいたま市ソーシャルファームの説明会を行っているところです。

説明会に参加された方のうち、事業に興味を持たれた方につきましては、4月から4日間、農園作業体験を行う予定となっております。

農園作業体験を行った後、エスプールプラス、本人、保護者等と農園作業体験の振り返りの場を設け、農園で就労可能な方については、貸農園を活用する企業と面接を行い就職となります。

5月中には、ビニールハウス1号棟を竣工予定で、まずは、障害者30名を採用する予定です。その後8月末まで、2号棟から5号棟を順次開設する予定でございまして、合計90名の障害者を採用する予定となります。

以上が、障害者就労の新たな取組について、ご説明させて頂きました。

委員の皆様のご意見をいただいた上、今後の運営について検討を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(平野委員長)

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明に関しまして、何かご意見等はございますか。

(斎藤委員)

鴻沼福祉会の斎藤です。この事業に対しての疑義がたくさんございますが、実情も含めて3点ほど申し上げたいと思います。

まず、2月の初め頃から、今私の手元にありますが、さいたま市の封筒で宛名ラベルに「障害政策課施設整備係」ということで、障害のある方たちのご家庭に、この件に関する封筒が届き始めました。中身は福祉部長さんのお名前で、「障害者の働く場に関する説明会」という文書がございました。そして、エスプールプラスさんのカラーのチラシが入っておりまして、そのトップにさいたま市と協定を結んだということで、さいたま市のマークもついておりまして、カラーのチラシが入ってありました。私の法人の利用者のご家庭にも届いていて、「いったいこれは何なのか。」ということで、たくさんの動揺や混乱をきたしております。具体的に言いますと、ある精神障害をお持ちの方は、このチラシを見た親御さんに、「ここに行きなさい。」というように前のめりに勧められ、ご本人が、「新しい人間関係を作り直すのは本当に大変なんだ。」という本音を職員に相談しております。でも、親御さんは大変前のめりです。

それから、また別の重度の精神障害をお持ちの方ですけれども、「市の部長さんのお手紙が自分宛てに届いた。職場の説明会だ。」ということで、「市から言われたから、私はここに行かなくてはならない。私はもう作業所を解雇されるのですか。」ということで、本当に混乱を鎮めるのにものすごい時間がかかっております。

それから、既にご本人とお父様で説明会に出られた方がいらっしゃいます。お父様は説明を聞いてちょっと疑問に感じるということがあったのですが、親心としては11万円以上の給料というところに心が揺れております。説明会に出た後、そのご本人の方は、「自分は作業所で仲間とこれまでと同じように働きたいんだ。」ということをおっしゃっており、お父様も一旦はそれを受け入れたのですけれども、「とにかく実習だけでもやってみたらどうかな。」というようなことをおっしゃったりですとか、ご本人の意向とは違う実情をきたしております。

それから、また別の方ですけれども最重度の知的障害、てんかん発作があり、全介助の状態になっている方のところにもこのお手紙が届きました。お母様が本当に悲しい思いをしております。なぜ、さいたま市が障害者手帳所持者の個人情報を利用して、特定の事業者のために通知を出しているのかという疑問だとか不信の声、不快の念が出ておりますし、一体この協定書がどういう中身なのでしょう。まず、1点目として、この点を質問させていただきたいと思います。

それから2点目ですけれども、この事業そのものについての疑問の声が出ております。説明会に参加された方から聞きましたが、「ここで作る野菜は失敗作でも良いですよ。」「かつて愛知や千葉の農場で市場に出すものを作ったら、障害者様にご負担をかけることになってしまったので、そのようなことはしないようにしました。」との説明があったとのこと。このチラシの中には、「作業が終わった後、スタッフが手を振ってお見送りをします。」と書かれていまして、ご本人やご家族の方で、「本当に障害者をバカにしているのではないか。」というように受け止められている方もいらっしゃいます。

それから、このチラシには、「月給11万円 ※障害年金の継続受給可」と記載してあるのです。しかしながら、現実には私どもの法人を利用されている方で、就労継続B型事業を利用されている方ですが、精神障害のある方で、年金の受給を受けることができなくなった方がおられます。この責任はどうなるのでしょうか。そして、施設連絡会などの私たち支援者の集まりでは、「この事業においては、A社、B社の社員ということにはなりませんけれど、そのA社、B社には顔を出すことがないまま、企業がお金を出すことだけで障害者雇用率をアップすることができて、その企業に障害者雇用のノウハウの蓄積やともに働く環境づくりは進まない。」というようにとらえています。こういうあり方で良いのか。これは、障害者雇用率のアップに目をつけた、ある種のビジネスであって、こういう囲い込みということで本当に良いのかという疑問の声も多々出ております。これが2点目です。

最後に、この事業のプロセスであります。このさいたま市のソーシャルファーム事業は、今のさいたま市の障害者総合支援計画策定にかかるパブリックコメントを実施した際には掲載されておりませんでした。パブリックコメントの期間が終わった、平成30年1月の政策委員会で提示された計画案に、急遽、「ソーシャルファームの創設を支援します。」ということが盛り込まれておりましたので、私はその時に質問をいたしました。「どうして急に計画に入ったのか。」ということや、「ソーシャルファームの理念や定義はどうなっているのか。」ということをおのこの委員会で質問しております。市の上位計画に掲げられているからというご説明と、ソーシャルファームについての定義は定まっていないというご説明でありました。さいたま市の障害者総合支援計画における3年間の計画では、このソーシャルファーム事業については、本年度は指針策定、来年度にモデル事業の実施、再来年度に3事業者実施というようになっています。本事業の進捗状況と計画との関係はどうなのでしょう。とりわけ指針は、検討会などを立ち上げて議論すべきものではないでしょうか。

そもそもファームというのは、農場という意味ではなくて、ヨーロッパなどで取り組まれているソーシャルファームというのは、引きこもりの方や生活困窮者、LGBT（性的少数者）など、様々な就労困難な方々が、インクルーシブに市場に通用する就労形態として定義されていると思います。私自身は、イタリアの芸術劇場内のカフェですとか、香港の大学内のレストランとか、総合病院内の売店など、市民生活に密着したところのソーシャルファーム事業について見聞をして参りました。そういうところは、いずれもソーシャルフ

ファームに関する補助金制度があります。そして事業許認可の仕組み、事業の質をチェックする仕組みが担保されておりますが、今回の場合、そういうプロセス、その基準というのは一体どうなっているのか、ぜひご説明いただきたいと思います。以上です。

(平野委員長)

以上3つ。協定書がどういうものであるか、事業の性質について、それから計画との関係や事業のプロセスについてということで、事務局よりお願いします。

(事務局)

事務局です。まず、協定書についてご説明いたします。市の責務としては、運営する農園に対し、関係機関への周知や障害者等への求人情報の提供を行うものとする。エスプールの責務としては、企業に対し採用支援業務を行う際に、農園に就労する障害者については、さいたま市民を優先的に紹介する、また農園を利用する企業については、さいたま市内に本店を置く企業を優先的に決定するよう努めるものとする。そのように協定を結ばせていただいております。

(事務局)

ただいま、新藤の方から協定書の主な内容を説明させていただきました。斎藤委員からの1つ目のご質問ですね、市の封筒を使って、しかも部長名で各個人宛てに、また障害のある方それぞれの状況等を考慮せず、一斉送付を行い、動揺と混乱を招いたという点につきましては、私どもの配慮不足が招いた混乱だと猛省しております。現在、各法人、事業所、あるいは医療機関を含めまして、1か所、1か所、事業のご説明やお詫びに回っている次第でございます。事業全体のことにつきましては、先程、斎藤委員からご指摘がありましたように、市の上位計画であります、しあわせ倍増プラン2017に位置づけられておりまして、これも先程、委員からご説明があったと思うのですが、本来のソーシャルファームというのは、委員がおっしゃったとおり、農園、農場という意味ではなくて、ヨーロッパの方では困窮者ですとか、触法者、就労困難者が働く場というように理解しております。

しかし、今回しあわせ倍増計画に掲載された内容というのは、先程、新藤が申し上げた内容を意味するものであり、今回冒頭に事業説明があったように、エスプールプラスさんとの事業の方向性が一致したというところがあり、4課（障害政策課、障害支援課、障害者総合支援センター、産業展開推進課）で協議し、市長の承認を得た上で事業決定に至ったのであります。

また、最後になりますが、計画は32年度までに3か所のファームを作るということでございます。今回の反省点を踏まえまして、皆様の意見を一つひとつ汲み取りながら、次のファームを作っていくと考えております。以上でございます。

(横島委員)

横島です。2つ質問がございます。

一つ目なのですが、本事業の対象者の年齢が書かれておりませんよね。対象年齢がどのようになっているのかということと、もう一つは、お給料が約11万3千円と書いてあるのですが、この給与が継続して支給されるという保証はあるのでしょうか。そのあたりを障害者の皆様、ご家族の方などが誤解されるのではないかと心配です。(農作物の)売り上げなど、給料に影響することがあるのではないかと思うのですが、そういったことを記載しなくてもよろしいのでしょうか。以上です。

(事務局)

事務局です。まず、対象年齢については、今回通知を差し上げたのが、18歳から59歳までとなります。給料についてなのですが、これから雇う側の企業、何社入るか決まっておりますが、最初は足並みを揃えてスタートしてもらうようお願いしていると聞いております。その後、昇給については、それぞれの企業によって違うのですが、あまり差が出ないように運営をしていただきたいと依頼はしております。以上です。

(斎藤委員)

今の事務局のお話の中で、ここで働く方というのはA社に雇用される、隣のハウスの方はB社に雇用される、その隣はC社に雇用される。最初は同じ労働条件で差が出ないようにとのことですけれども、それがこの仕組みのおかしいところですよ。A社はA社の労働条件があるわけですし、B社はB社の労働条件があるし、C社はC社の労働条件があるにもかかわらず、親会社とは別のここだけの労働条件で足並みを揃えられて、それがもしかしたら32社になるかもしれない。それがひとつの1大農場の中で展開される、私たち施設連絡会の関係者はそれがおかしいことだと思っていて、本事業が障害者雇用率のために、障害者を囲い込んでいるのではないかと大変強く感じているのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

そうですね。今のA社、B社、C社とありまして、最終的には障害のある方と企業で雇用関係は結ぶわけですから。エスプールプラスからは、「スタートは一緒にしましょう。」とは聞いているのですが、それぞれの雇用契約ですので、それぞれの企業で昇給ですとか待遇が、将来的には変わっていくだろうと考えております。

(斎藤委員)

説明会ではA社とか、B社とか、C社とかということは、障害者の側からは希望できな

いというご説明があったと聞いております。つまり、A社に採用になるのか、B社に採用になるのか、C社に採用になるのかは、エスプールプラスさんの人材紹介システムなのです。採用とか所属をどこにするのかは、実習した結果、あなたはC社の社員さんです、ということになる。これもおかしい話だと思いますし、仮にA社が、「うちの会社は雇用率を達成しましたので、エスプールプラスさんとの農園契約は解除します。」となった際は、エスプールプラスさんは、次に、例えばX社さんというところと農園契約をして、そこで働く3人の障害者の方と農場長さんはA社の社員から今度はX社の社員に転職することになるのではないかというような話も出ております。このあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

障害者雇用率を図る上で、6月1日時点でその企業の障害者雇用率を調べていく調査がございますが、今のご質問ですと、例えば、「障害者雇用率を達成した際、エスプールプラスとの農園契約を解除しようとする企業が出てくるのではないか。」という意味でよろしいのでしょうか？

(斎藤委員)

はい。

(事務局)

障害者雇用率は、一度達成すれば良いというわけではなくて、将来にわたって障害者を雇用しなければならないという義務が企業の方にあるわけですから、一度農園契約を解除すると、その企業は障害者雇用率を達成できなくなると思います。

(斎藤委員)

いや、それは違うと思います。A社さんが、本社で障害者の直接雇用を積極的に推進した場合、エスプールプラスさんと契約しなくてよいということは起きるのではないですか。

(事務局)

そういう意味では、その通りだと思います。農園ではなくて、本社の方で障害者雇用率を達成すれば、そのようになることは可能性としてあると思います。

(斎藤委員)

そういうあり方そのものが、障害者雇用率達成のための人材紹介ビジネスではないのか、しかも囲い込んだ形でということで、大変強い疑念を抱くところでございます。

(遅塚委員)

社会福祉士会の遅塚と申します。私も知人から、この封筒が届いたよということで、見させてもらい驚いたのですが、プラスの面とマイナスの面が、様々あると思いますが、トータルとして考えた場合に、現状ではプラスではないかと思っております。現状では、障害のある方に最低賃金以上である11万円以上の給与を支払ってくれる企業は少ないので、この条件を見て、しっかり支援をしてくれるのであれば、ここに応募したいという方がおられるのは、ある意味当然のことであろうかと思えます。

ただ、市がこれほど関与されている以上は、プラスの面とマイナスの面を両方検討されたはずではないのかと思うところがございます。例えば話で申し訳ないのですが、行政機関の障害者雇用率が、今、非常に話題になっていますけれども、仮に、「さいたま市さんは雇用率を満たしていますか。」と聞かれて、「満たしていますよ。もちろん。」と答えた際に、では、「その方はどこで働いていますか。」と聞かれて、「全員、農場に行っています。」と答えたら、やはり不自然な感じがするわけで、現状としては、プラスの面が確かに大きいから市が肩入れするのも理解はできるのですが、理念として100%、100点満点とは言えない部分が当然あるわけで、プラスもあるしマイナスもある部分をしっかりとご判断された上で、これほど例外的な支援の方法をとったのか、障害のある方の状況等に配慮せず、一斉にお手紙を送るという、前例のない、ここまでの支援をされたのは、どういう判断だったのかなど、どうしても疑問が湧いてしまうところがあります。

ですから、市としても理念として、どのように評価するのか、そのあたりのご判断の経緯とここまで肩入れをしている部分が私としては納得できない部分があるので、その理由を教えてください。

それと、当然最低賃金以上の給与を支給する会社は、就労継続A型の事業所ですとか他にもあるわけで、他からも支援を求められた場合、市としてお手伝いをする可能性があるのかなど、様々な疑問が湧いてくるところがあるので、そのあたり教えて頂ければありがたいです。以上です。

#### (事務局)

障害者総合支援センターの山口でございます。今、遅塚委員からご質問があった件につきまして、本当にごもつともなことでお思います。一事業を進める上では、プラスの面とマイナスの面と両方あるとは感じております。今回、本事業を実施するに至った経緯というのは、先程の説明にありましたとおり、ソーシャルファームについての定義はまだ定まっていないというところではございますが、本事業の目的を、障害のある方とない方が一緒に働く場であること、働くことで自分の好きなものを買うことができたなど、自立した生活の希望が持てる場であること、公的資金を最小限で就労の場を提供すること、といたしまして検討していく中で、様々なお話をいただいたのですが、本事業の目的のいずれにも該当するような内容ではございませんでした。そのような中、エスプールプラスさんからお話を頂き、本事業の目的と一致するところがあったということが、今回の事業の



協定を結んだ経緯になります。以上でございます。

(高濱委員)

企業を経営している側からすると、国も障害者雇用率を達成できていないのに、民間企業に対して罰則を設けるなど、この制度に対して、企業側は非常に困っているのです。障害者雇用率については、国も障害者雇用率を達成できていないではないかと。企業側も困っている中、とりあえずこの枠組みであればよいのではないかということで、行われている一つの仕組みであると思います。ただ一点、月額11万円以上の給与を支給する仕組みを作るのはすごいことだと思うのですが、エスプールプラスに対して補助金は出ているのでしょうか。

(事務局)

障害者総合支援センターの山口です。今回、市から補助金は一切出ておりません。

(岡田委員)

精神障害者家族会連合会の岡田です。一見、良い取組であるように思えたのですが、全体をよく読んでいくと、すごく違和感を覚えました。④に「栽培した野菜は、企業の福利厚生として社員に配布する。従業員満足度の向上とともに一般従業員の障害者理解の向上が期待できる。また、一般従業員からのフィードバックにより障害者の帰属意識ややりがいにつながる。」とありますが、これは本当にそうでしょうか、私は腑に落ちなくて、このやり方で本当に障害のある方がやりがいを持って仕事に取り組めるのか、そして、そこで働いている障害者を雇った会社の社員の障害者理解につなげることはできるのか、この点が私はすごく疑問に思っています。

そこで、エスプールプラスのホームページを見たところ、この取組は障害者雇用支援サービスということで取り組まれているということがわかって、腑に落ちた部分はあるのですが、やはり、企業の障害者雇用を支援するということに重きを置いているなど感じるため、この内容をさいたま市が良いと判断し、障害者に案内を一斉送付するに至ったところが、私は悲しくて残念だなというのが率直な感想です。以上です。

(平野委員長)

他にどうでしょうか？

(荒井委員)

公募委員の荒井です。2点あります。

1点目は、斎藤委員から説明がありましたとおり、このソーシャルファームというのは英語でいうところの会社という意味の方のファームなのですが、日本リハビリテーション

協会が、様々な国の事例を調べて公開講座をされています。私も二度ほど、その報告会に参加したことがございます。

それから、日本障害フォーラム（JDF）にも日本リハビリテーション協会と一緒に共催という形で報告会をされていると思います。というように、たくさんソーシャルファームに対する知見を持つ委員や団体があるので、なぜそこを最大限活用されなかったのかなというのが非常に残念です。これからでも間に合うのであれば、知見をお持ちになっている諮問委員や団体を最大限活用することをお願いしたく思います。

2点目なのですが、昨年から問題になっている、国の障害者の水増し雇用に関してですが、私も民間の会社22年半仕事をしました。企業にとっては戦力となる労働者ではなく、障害者雇用率を達成するための数合わせとして22年半仕事をしました。お給料はいただくことができましたが、かなりつらい22年半であったということは申し述べさせていただきます。委員会でこのような個人的な話をするのは、ご法度だと重々承知しておりますが、今のお話を聞いて申し上げておいた方が良くないかなと思い、発言をさせていただきました。以上です。

（加藤委員）

私も知的障害者の親で、子どもが11年間、一般企業にお勤めをしておりました。今回のお話に対して、いろいろと疑義が出ておりますけれども、私は親のひとりとして良い話であると感じたところです。確かに、審議をしなければならないところとか、急ぎすぎたかなという点は多々ありますけれど、親として考えると、子どもが11年間働いた中で人間扱いされないようなところもありましたし、それに比べたら「夢みただね。」とおっしゃる方もたくさんいます。社会隔離というようにみられるかもしれませんが、本人が望んで働くのであればよいのではないかと、例えば一般企業に就職し継続して就労することは難しいが、就労継続B型よりもう少しできることがあるといった方には、良いお話だと思います。一般企業にいたからわかるのですが、親たちは本当につらい思いをして、やはり知的障害者ですから、「残業いいですか。」と言われれば、「はい。」と返事をしてしまい、夜中に迎えに行ったこともありますし、そういうところと比べれば、良い環境だと感じている方もたくさんいますということをお伝えしたかったのと、これは極論かもしれませんが、企業側にとっては障害者雇用率の数合わせだったとしても、多少は仕方がないかなと思っています。親としてはそのぐらい本当に切羽詰った状況だと感じております。障害年金だけではとても生活はできませんし、今20年ぐらいグループホームに入っていますけど、親亡き後をどうしようかというのが課題になっています。そのような時にこういうお話が来たら、間違っていると言われるかもしれませんが、良いお話だと感じている親たちもたくさんいます。今、うちの子は生活介護で働いていますので、本人も行くつもりはないと思うのですが、そういう意見もあるということをお知らせいただきました。

(横島委員)

さいたま市聴覚障害者協会の横島でございます。皆様のご意見よくわかります。雇用される方の対象年齢なのですが、もう少し高齢の障害者も働けるようにしてはいかがかということも1点意見として出したいと思います。先程、市の方のお話でエスプールプラスさんとの協定を結んでいるとのことなのですが、協定だけでは企業の存続の保障というのはいえないと思うので、このあたりは継続協議ということで、今後も様子をうかがっていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか？

(平野委員長)

今、ご意見うかがいました件についてお願いします。

(河崎委員)

埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの河崎と申します。今、皆様からいろいろとご意見を頂いたところで、私たちも同様にメリットとデメリットを感じながら、この事業の展開について話し合われているところです。農業としてここだけではなく、全国的に、埼玉県でもいろいろな事業所がこのような形態で進められています。

私が個人的に関わっているところでは、十数年前から農業ではなく業務として、エスプールプラスさんみたいな仕組みで行っているところもあります。その際に、実際に障害者の雇用の場が生まれるというメリットと同時に、先程からご議論されているように障害者雇用の企業側の理念とかそういったものはどう捉えていくのかといったところは、ぶつかり合いながら、ずっと話し合われてきている部分でもあると思います。

ただ、今回大きな点としては、ここに行政の方々が入ったということです。一民間企業のお話というところであればいいのですが、市として全面的に協力していくところに、我々も含めて疑問の点があるのではないかなと思っております。以上です。

(平野委員長)

今、様々なご意見が出ましたけれども、ここでまとめてみますと、今河崎委員の方からご意見がありましたように、この事業が、単純にエスプールプラスという企業が行うことであれば、内容に疑念があるにしても、それぞれの企業の判断ですから独自の事業として良いとは思いますが。

今回、「さいたま市ソーシャルファーム」ということで、さいたま市が協力してやっていくということになったわけで、ここが一つの大きな問題点なのです。しあわせ倍増プランに位置付けられているということですが、この事業を実施するにあたり説明責任が市にはあったと思います。これが市のモデル事業だということであれば、モデル事業にもこういう意義があってやるのだということも事前に説明しておいていただければ、よかったの

かなと思います。

それから2点目は、これから先の問題として、横島委員からもありましたけれども、今回このような仕組みで実施したからといって、これで固定するというのではなく、今後も、「さいたま市のソーシャルファーム」ということで実施するのであれば、委員の皆様から頂いた、疑義だとか、問題点を踏まえて、今後検討していただきたいと思います。

先程、加藤委員がおっしゃったように全く駄目だということではなくて、必要という方もいると思いますし、これがプラスになるという方もいると思います。一方で、そうでない方もいるのが事実ですから、全部否定することではないと思いますが、公的に実施するというのであれば、市には説明責任ですとか、見直しですとか、疑義に対して答えていくということを行っていただきたいということだと思います。

それから、遅塚委員もおっしゃいましたが、メリットとデメリットがあると思いますので、その辺も含めて事業者に対して確認を行っていただき、ご報告いただくということでよろしいでしょうか。このあたりの問題点につきましては、しっかりと受け止めていただき、検討していただき、フィードバックをしていただきたいということでよろしいでしょうか。

(斎藤委員)

鴻沼福祉会の斎藤です。私の最初の発言で申し上げましたけれど、指針作りがあり、モデル事業があり、事業の展開だという計画になっていたわけですから、それについての進捗につきましては、協議の場を設けたり、開かれた検討会であったり、そのような進め方を是非して頂きたいなと思います。

(平野委員長)

これは、確認だけでいいですよ、今後、開かれた検討会を行っていただくということで。ただし、ソーシャルファームがどうあるべきなのかという事を踏まえて議論していくということでよろしいでしょうか。

(事務局)

只今のご意見、承知いたしました。今後ソーシャルファームの定義につきましても、皆様に、順次ご報告していきたいと考えております。また、先程の協定書や指針等については、皆様の合意が諮れた後に、きちんと公開していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(平野委員長)

はい、それでは障害者就労の新たな取組については、以上とさせていただきます。

続きまして、その他(2)といたしまして、見えにくさを感じている方の就労案内について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

障害者総合支援センターの山口と申します。失礼ですが、着座にてご説明させていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。

「見えにくさを感じている方の就労案内」フロー図について、ご報告させていただきます。

まず、はじめに、このフローの作成に至りました経緯ですが、昨年度、第2回障害者政策委員会で、荒井委員から、「仕事のことで相談したい視覚障害の方が福祉の窓口には行くことができるが、そこから、就労に関わる相談窓口に繋がりにくい。」とのご意見をいただきまして、福祉の窓口などから就労相談の窓口につながるための方策が必要とのご提案をいただきました。

このご意見を受け、障害者の方の就労を支援しております、障害総合支援センターが、福祉などの窓口から労働の窓口につながるためのフロー図について、荒井委員からアドバイスをいただき、一緒に作成することとなりました。

フロー図を作成する上では、次の点につきまして、荒井委員と検討をいたしました。

まず、一つ目は、対象者についてです。視覚に障害がある方と言っても、見え方はそれぞれ違いますし、就労についての困りごとや相談内容も個人個人で違います。そのため、今回のフロー図の対象者としましては、途中で視力の障害を持った方や、弱視の方など主にロービジョンの方を対象とすることといたしました。

二つ目といたしまして、ロービジョンの方が働く上で、どんなことに不安を感じているのか、具体的に相談したい内容を掲げることといたしました。

三つ目といたしまして、2つ目に挙げた相談内容から、ご案内する相談機関は、どのようなものがあるのか、近隣でご案内できる機関を記載することとなりました。

また、今回のフロー図を作成する上で、専門機関であります、「国立職業リハビリテーションセンター」と「国立障害者リハビリテーションセンター」に見学に行くことを、荒井委員よりご提案いただき、障害政策課、障害支援課の職員とともに、実際どんな訓練をしているのか、百聞は一見にしかずでもありますので、まず、見学をすることとなりました。見学の感想については、後ほどフロー図の説明の中でさせていただきます。

以上、3点を基本として、福祉の窓口などで就労の相談があった場合に、ご案内できるフロー図を作成することとなりました。

次に、資料につきまして、ご説明をしたいと思います。

まずタイトルですが、先程報告いたしましたとおり、対象者を主にロービジョンの方とすることから、「見えにくさを感じている方の就労案内」とさせていただきます。

また、タイトル下に、対象者の方のご心配や不安な思いを言葉にして表すことで、フロー図に興味を持っていただけるようにいたしました。

次に、左側の上下にあります二つの枠についてですが、上の枠内には、就労に関する相談の項目をあげています。また、下の枠には、仕事をしたいと希望していても、その方の病気の発症時期や障害の状態に応じて、歩行や基本的な PC 操作など、働くための準備として、生活面での相談や訓練を希望される方もいらっしゃると思われることから、生活に関する相談と区分いたしました。

次に、右側の枠をごらんください。

左枠の相談内容から、相談の窓口となります、主な専門機関を記載いたしました。

視覚障害者の方が、就労に関する相談をする先といたしましては、多くの求人情報の中から、視覚障害者を採用した経験のある企業情報やバリアフリーなどの職場環境に配慮された企業などの情報が豊富である、公共職業安定所（ハローワーク）に相談に行くことをご案内することが、就労への近道であると考えました。

また、働くための訓練の希望、必要性があった場合にも、ハローワークが最初の相談窓口となり、「国立職業リハビリテーションセンター」での訓練手続き等を進めてもらえることから、まず、ハローワークの窓口に行くことが最適であり、このようなフロー図といたしました。

次に、復職など現在の仕事を続けたい場合などは、「独立行政法人高齢・障害・求職者・雇用支援機構埼玉支部埼玉障害者職業センター」で、OA 機器等を使用する事務作業能力について相談し、専門的な OA 技術や OA 機器についての相談があれば、「埼玉障害者職業センター」から、国立職業リハビリテーションセンターなどの適正な専門機関を紹介していただけるということから、このようなフロー図といたしました。

次に、右側の下段の枠になりますが、自立した生活を送るための生活訓練につきましては、「国立障害者リハビリテーションセンター」、また、「埼玉県総合リハビリテーションセンター」をご案内することが望ましいとのことから、このように記載しております。

どちらの施設も、歩行訓練や日常生活訓練、パソコン訓練など、生活の中でご自身ができることを増やしていくことを目標とするものですが、いずれにしても、利用するための申し込み窓口は、お住まいの区の支援課になります。そのため、どちらに行くことが良いのかなども含めて、区役所支援課の窓口でご相談いただくこととなりますので、このようなフロー図といたしました。

続きまして、裏面ですが、表面に記載しました専門機関、窓口となる機関の情報を記載いたしました。特にハローワークにつきましては、お住まいの区ごとに、登録に行くハロ

ワークが違いますので、その点につきましても間違いが少なくなるよう掲載いたしました。

また、今回の作成に当たり、文字のフォントの大きさや白黒反転の方法につきまして、荒井委員にアドバイスをいただき、作成しております。

今後、このフロー図を区役所支援課の窓口や、市のホームページに掲載することで、ロービジョンの方が、迷うことなく適切な相談窓口に繋がるよう、担当部署と検討して参りたいと考えています。

最後になりますが、「国立職業リハビリテーションセンター」と「国立障害者リハビリテーションセンター」の2か所を見学させていただきました。

このような貴重な機会を与えていただきまして、荒井委員には、改めまして感謝申し上げます。

また、見学についてのご報告につきましては、初めに、障害者にかかる就労支援にかかる場所につきまして、私のほうからご報告させていただきまして、その後、全体面といたしまして、障害政策課から、ご報告させていただきたいと思っております。

まず初めに、障害者にかかる就労支援という視点からのご報告でございますが、特に、職業リハビリテーションセンターにつきましては、視覚障害者の方に対応する OA 機器がとても充実していきまして、それぞれ個人の見え方に合わせてカスタマイズできる点などがとても素晴らしいと感じました。

また、採用を予定している企業と連携し、OA 機器などに関するアドバイスや業務で必要とされる訓練メニューを作成し、実際の仕事に生かせる訓練を実施していることや、就職後についても、例えば、電話機の機種変更等により、使用方法が変わった場合など、職業リハビリテーションセンターの方が訪問して、内線のかけ方や短縮ダイヤルの設定などまで支援してくださると聞き、就労してからのフォロー体制もしっかりしているので、安心して働くことができると感じました。

やはり、ここまで障害特性に合わせた専門の訓練や、専門の OA 機器の操作を熟知することは、市のレベルでは非常に難しいため、国の機関である専門的機関を積極的に活用することが、障害者の方の仕事や社会に繋がる上で、最善な道であると感じました。

私からの、フロー図の説明は以上といたします。続きまして、障害政策課より報告させていただきます。

(事務局)

障害政策課の射場と申します。

失礼ですが、着座にてご報告させていただきます。

平成31年1月31日になりますが、午前、「国立職業リハビリテーションセンター」、午後、「国立障害者リハビリテーションセンター」へ、障害者総合支援センターの山口所長、障害支援課担当職員とともに見学に行き参りました。

また、「国立職業リハビリテーションセンター」には、荒井委員にもご同行いただきました。荒井委員には、本見学にあたりまして、「国立障害者リハビリテーションセンター」の担当職員との連絡調整などにご協力いただきまして、誠にありがとうございました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

まず、見学のご目的でございますが、障害者の自立や社会参加に必要な医療・福祉等の様々なサービスを総合的に提供している、「国立障害者リハビリテーションセンター」、及び、障害者の自立に必要な職業訓練や職業指導などを体系的に提供している先進機関である、「国立職業リハビリテーションセンター」が実施している、視覚障害者をはじめとした自立訓練、障害者就労、特に事務職等の一般就労支援、職業訓練等の様子を確認し、今後の障害福祉施策に活かしていくためでございます。

まず、午前中になりますが、「国立職業リハビリテーションセンター」に参りまして、担当職員の方に施設内をご案内いただき、主に職業訓練の様子を拝見させていただきました。

「国立職業リハビリテーションセンター」では、4つの訓練系に分かれており、全部で17もの訓練コースがありまして、全てを拝見することはできませんでしたが、拝見させていただいたコースにつきまして、かいつまんでご報告させていただきます。

最初に拝見させていただいたのは、販売・物流ワークコースでございます。こちらは、いわゆるコンビニエンスストア等の小売店の売り場や、商品を保管する倉庫等のバックヤードなど、実際の就労環境に類似した状況が再現されており、より実践的な訓練が行えるように工夫されていました。

続きまして、主にOA機器を使用して訓練を行っているコースを拝見させていただきました。こちらでは、業務に関する基礎知識、法律等の専門知識を学ぶだけでなく、実際の就労環境に適した、会計処理ソフトや、チラシやポスターなどの印刷物を制作するためのDTPシステム、設計や製図を行うためのシステムでございますCAD等を用い、利用者の障害特性、技量等に合わせたパンフレットやチラシの作成、建築図面や電気、電子回路の設計図の作成等の課題を設定するなど、利用者それぞれに対応したきめ細かな訓練を実施されていました。

国立職業リハビリテーションセンターの施設内を一通り拝見させていただいた後、ビジネス情報系の視覚障害者情報アクセスコースに案内していただき、先程、障害者総合支援センターの山口所長よりお話がありましてとおりの、実際に訓練を指導している担当職員の方から、「視覚障害者といっても視力や見え方は様々で、利用者それぞれにあった機器等で支援する必要があること。」ですとか、「利用者の職歴は様々で、利用者それぞれにあった課題を設定し、技術を習得してもらうことで、スキルアップを図っていること。」といった、視覚障害者に対する就労訓練や支援のポイント、就労定着に向けた取組等の説明をお伺いした後、視覚障害者情報アクセスコースの訓練施設内を案内していただき、訓練の様子、視覚障害者に対応した、最新の情報アクセス機器を拝見させていただきました。



続きまして、午後になります、「国立障害者リハビリテーションセンター」に行ってお参りました。

「国立障害者リハビリテーションセンター」の施設内をご案内いただくにあたり、まず、担当職員から、主に視覚に障害のある方や、頸髄損傷により肢体不自由となられた方の障害特性や、自立訓練の内容等をお伺いいたしました。

施設内の見学では、肢体不自由の方に対応したリフト付きの浴室やトイレ等や、残存している機能を活かすためのトレーニングルーム等を拝見させていただき、自立訓練等に必要様々な設備や機器について説明をいただきました。

支援にあたっては、利用者の障害特性にあわせ、自作で補助具を作成するなど工夫していること、福祉機器の展示会等に参加し、自立訓練等に必要最新の設備、機器等の情報収集を行っていること、などのお話をお伺いすることができました。

また、利用者に配慮して訓練室の中に入ることにはできませんでしたが、発達障害のある方や高次脳機能障害のある方に対し、それぞれの障害特性に合わせ、生活能力を高めるための訓練を行っている様子などを拝見させていただきました。

見学についての報告は以上でございます。

今後は、このような先進的、かつ専門的な国の中枢機関が同じ県内にあるということを活かし、必要に応じて、情報共有を行うなどの連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

(平野委員長)

はい、ありがとうございます。

ただ今の説明に関しまして、何かございますか。

(河崎委員)

埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの河崎です。このフローの中で総合支援センターさんの名前が無いのですが、基本的に視覚障害者からご相談を受けた時は、総合支援センターさんで、ワンストップで全部受け止めた上で、次の相談先をご案内するという認識でよろしいでしょうか？

(事務局)

障害者総合支援センターです。今、ご意見いただきましたように、当センターにも、視覚障害者からのご相談があります。その場合、こういったフロー図を利用して当センターで支援することもあります。相談いただいた方の状況に応じ、支援が必要かどうかということを判断した上で、適正なところをご案内していきたいと考えております。

(河崎委員)

ありがとうございます。ぜひ相談もしっかりお願いいたします。

(横島委員)

横島です。一つ質問です。これは見えにくい人のためのフローですけれども、今後、「聞こえにくい」ということも発想として持っていただけますでしょうか。お伺いしたいと思います。

(事務局)

事務局です。それぞれ障害特性というものがあると思いますので、今回のようにご意見等を頂ければ、ご一緒に検討させていただきたいと考えております。以上です。

(横島委員)

わかりました。ありがとうございます。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。今回このようなフローを作成していただきました、さいたま市に心から御礼申し上げます。また、このフローを作成するに当たりましては、昨年の埼玉労働局の鈴木委員や、今こちらにいらっしゃいます茂木委員に、本当に親身にご助言を頂きました。併せまして心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。厚生労働省が3年前だったと思うのですが、視覚障害者のホームからの転落が続いたことで、調査をしましたところ、視覚障害者の1割弱しか自立支援に繋がっていないという調査結果が出ました。さいたま市だけではなくて、全国でたくさんの視覚障害者がどこにも繋がることできずに路頭に迷っています。例えて言えば、山の中で遭難をしてしまった感じという風に想像してください。遭難をしてしまった人が一番欲しいのは、自分が行くべき道を案内してくれる人とそちらの方向を照らしてくれるランプが必要です。このフローは、視覚障害者が一般就労に繋がるための大きなランプです。3名の職員の方が、「国立職業リハビリテーションセンター」と、「国立障害者リハビリテーションセンター」の視察をしてくださったことにより、視覚障害者支援という山全体を把握されたと思います。山全体を把握されて、こっちの方にランプが置けるよ、そっちにランプが置けるよ、ということが出来る職員の方が増えれば増えるほど、私たち視覚障害者は救われます。そこでお願いなのですが、このフローにつきまして、市のサイトや市報などに、ぜひ公開をお願いしたく思います。さいたま市だけではなく、全国の視覚障害者支援に携わる方々にとって、かなりインパクトのあることだと思っております。私は諮問委員ですから、「こういうことをしたら、もっとより良くなるのではないのでしょうか。」と提案をすることはできます。しかし、それを実行することはできません。実行するかどうかを決めること、実際に実行

するのは、行政であるさいたま市にしかできないことです。今回は、さいたま市と諮問委員である私が、それぞれの役割をきちんと理解して上手に活かした結果であったというように思います。このような取り組みを、他のさいたま市の障害当事者団体の方にも何らかの形で参考にしていただけたら、大変ありがたく思います。以上です。

(横島委員)

横島です。お願いがあります。FAX 番号の記載がございませんでしたので、ぜひ載せておいていただきたいと思います。以上です。

(茂木委員)

埼玉労働局の茂木です。障害のある方、見えにくさを感じている方を含めまして、配慮をしながらお仕事に繋げていくということは大事なことです。このようなフローを作っていたのは、本当に貴重なことだと思っております。1点ですね、さいたま市で市のホームページや市報などで周知されるということですが、このフローを作成するというお話はこちら（埼玉労働局）にいただいている、内容について、埼玉労働局の関係各署で諮らせていただけるということなのではないでしょうか。市のホームページなどに掲載する際には、内容等を確認させていただければと思っております。以上です。

(事務局)

事務局です。まだ、各機関に諮っているところではございません。まずは、こちらの委員会にお諮りした上で、配布する前には各関係機関に通知をいたしまして、詳細につきまして調整させていただきたいと思っております。

(平野委員長)

はい、それでは見えにくさを感じている方の就労案内については、以上とさせていただきます。

続きまして、その他（3）といたしまして、平成31年度予算の概要について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、事務局でございます。それでは、その他の（3）平成31年度予算の概要について、ご説明させていただきます。

お手元の、資料5「平成31年度予算案の概要～障害福祉関係予算抜粋版～」をご覧ください。

本市の平成31年度予算につきましては、先日閉会した、市議会の2月定例会において、可決・成立しておりまして、本日は、障害福祉関係予算の概要について、ご説明させてい

たきます。

資料を1枚おめくりいただきまして、1ページ目の「平成31年度当初予算案のポイント」をご覧ください。

まず、予算の全体像でございますが、「2. 予算規模」にございますとおり、「一般会計」の総額が5,568億円、国民健康保険や介護保険などの「特別会計」が3,118億円、上下水道や病院などの「企業会計」が1,380億円で、「全会計」の総額は、1兆66億円となっております。前年度と比べて、1.3%の増額となっております。

続きまして、ページが少し飛びますが、資料の7ページ、「保健福祉局 平成31年度局運営方針」をご覧ください。

本市では、各局や区役所ごとに、その年度の運営方針を定めております。本日は、保健福祉局の局運営方針のうち、障害福祉分野に関連する部分につきまして、ご説明させていただきます。

資料の9ページの下段、(4)「障害者支援」をご覧ください。

こちらには、障害のあるなしに関わらず、誰もが安心して生活できる地域社会に向けて、障害のある方に対する理解促進、差別の解消や虐待の防止、スポーツや文化芸術などの社会参加を促進、資料の10ページでございますが、障害者のある方一人ひとりに合わせた相談支援体制の強化、精神障害者を支える地域包括ケアシステムを構築するため、各支援機関の専門職が連携し、ケア会議や訪問支援であるアウトリーチの実施、就労支援、発達障害者支援の必要性等について、掲げさせていただいております。

続きまして、ページが少し飛びますが、資料の12ページ、「2. 基本方針・区分別主要事業」をご覧ください。こちらには、保健福祉局の主要事業といたしまして、局の担う分野を7つの主要な柱に分け、取り組みを進めていくこととしております。

資料の15ページ、(4)「ノーマライゼーションの理念に基づく環境を整備します。」をご覧ください。障害福祉分野の主要事業として、ノーマライゼーション条例及びその理念の普及啓発のためのイベントの開催や、冊子の配布や研修等の啓発活動の実施、グループホームの整備等を実施することとしております。

この主要事業のうち、平成31年から新たに実施を予定している、「新規事業」でございますが、まず、資料15ページの上から3つ目の、「22番」、「障害福祉人材確保事業」がございます。

この事業は、障害福祉に関わる人材不足の現状から、改善を図るため、障害福祉の仕事を希望される方と、人材を求める障害福祉事業所をつなぐための取組を実施するものでございます。

続きまして、その次の、「23番」、「合理的配慮提供促進事業」をご覧ください。

こちらにつきましては、本日の議題の一つ目といたしまして、皆様からご意見を頂戴したところでございますが、誰もが安心して生活を送ることのできる地域社会の実現に向けて、事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部を、市が補助するものでござい

ます。

次に、2つ飛びまして、「26番」、「グループホーム運営費補助事業」をご覧ください。

こちらは、グループホーム運営費補助事業といたしまして、医療的ケア等が必要な、重度障害者を受け入れるために、看護師、又は、生活支援員を加配しているグループホームに対し、新たに補助金を交付するものでございます。

資料の19ページ以降には、「見直し事業の一覧」と、福祉部で実施いたします、障害福祉関係事業の内容と、予算を掲載しておりますので、後ほど、ご覧いただければと存じます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

(平野委員長)

はい、ありがとうございました。

お時間の関係で、個々の事業につきましては、後程、事務局へ確認いただきたいと思います。全体的なこと何かございますでしょうか。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。1点だけ、福祉タクシー券の助成につきまして、助成対象についてですが、平成32年度予算を立案および、さいたま市告示441号、さいたま市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱第4条(1)の内容につきまして、国連の障害者権利条約第8条、1(c)および、2(a)Ⅲを、最大限尊重して予算の立案や告示要綱の再考をお考えいただくわけにはいかないのでしょうか。よろしくお願い致します。

(事務局)

障害支援課長の西淵でございますが、タクシー事業に関連して、もう一度ご質問の趣旨を手短におっしゃっていただけますでしょうか。

(荒井委員)

はい。障害者権利条約の第8条の意識の向上というところに、障害者の職場及び労働市場に対する貢献について、意識の向上を促進するような措置を締約国はとることという条文があるんですね。それを最大限尊重して、福祉タクシー利用券の補助対象をお考えいただくことはかないますでしょうか。

(事務局)

はい。障害支援課長でございます。タクシー券の利用の対象者につきましては、これまで所得制限を導入したり、あるいは、一部の精神障害の方に対象を広げたりということを行ってきたのですが、すぐに対象を広げることは、お返事は出来ないのですけれども、

限られた予算の中で、様々な工夫をしながら、できるだけ皆さんのご意見に沿った形でできるように、これからもご意見を伺っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

(平野委員長)

よろしいでしょうか。

はい、それでは平成31年度予算の概要については、以上とさせていただきます。

決められた議題については以上となりますが、ここで、斎藤委員より、お伝えしたいことがあるようですので、事務局からパンフレットの配布をお願いします。

～ パンフレット配布 ～

(平野委員長)

それでは、斎藤委員よりお願いいたします。

～ 斎藤委員よりパンフレットについて説明 ～

(平野委員長)

はい、ありがとうございます。

それでは、事務局から報告事項があるようですので、お願いいたします。

(事務局)

はい、事務局でございます。

本日は、長時間にわたり、ご審議いただき誠にありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、この2年間、本市の障害者施策の推進にご協力をいただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

なお、次期委員につきまして、現在、選任手続きを行っているところでございます。

改めて委員をお願いさせていただく方もいらっしゃるかと存じますが、その節は、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(平野委員長)

はい、ありがとうございます。

以上で、「第6回さいたま市障害者政策委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、この2年間、会の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。